

政治資金監査に関する研修の実施方法の追加について

1 これまでの研修の実施方法

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）については、「政治資金監査に関する研修実施要領」（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）及び「政治資金監査に関する研修実施計画」に基づき実施。

研修の実施方法については、これまで事務局職員を講師として集合研修により実施。

2 研修の実施方法の追加

今後は、研修未受講者である登録政治資金監査人に対して、研修受講の機会をできる限り増やすため、集合研修とは別に個別研修を実施する。

個別研修の実施方法については、研修受講者に対して、集合研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データを組み込んだ研修用映像教材を事務局職員立ち会いのもとに視聴させ、それをすべて視聴終了した場合に研修を修了したとする。

	集 合 研 修	個 別 研 修
研 修 日 時	平日午後 3時間程度 (実施計画で定める日)	平日10時～17時のうち 3時間程度 (最終受付14時)
研 修 場 所	全国 (東京及び地方主要都市)	原則、総務省内会議室
研修の実施方法	講師（事務局職員）の説明を聴講 	研修用映像教材を視聴 

3 運用開始時期

平成22年度から運用を開始する。

※ 研修未受講者に対して、別途文書及びHPの公表により運用開始の旨を周知する。